

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：地方自治法
根 拠 条 項：第238条の4第9項
処 分 の 概 要：運転免許試験場コースの使用許可（運転の練習に係るものに限る。） の取消し
原権者（委任先）：北海道知事（北海道警察本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め： 第238条の4第9項（行政財産の処分及び管理）、北海道財務規則第12条の2（知事の権限の委任）
処 分 基 準： 使用許可の取消の基準は、別紙のとおり。
問 合 せ 先： 北海道警察本部運転免許試験課技能試験係又は企画係（電話011-683-5770） 当該申請に係る運転免許試験場を管轄する各方面本部交通課技能試験係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合、釧路運転免許試験場（電話0154-57-5913） 帯広運転免許試験場（電話0155-33-2470）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考：

## 別紙

### 1 使用許可の取消しの基準

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 警察業務又はこれに付随する業務でコースを使用し、又は使用する予定があるとき。

イ コースを使用しようとする者又は指導員となろうとする者がコースその他の施設をき損し、又は大声、騒音等により運転免許試験場の秩序を害するおそれがあると認められるとき。

ウ 悪天候、災害その他の事情によりコースを使用させることが適当でないと認められるとき。